

鳥取県課題を抱えた妊婦に関する相談支援体制検討会
運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県課題を抱えた妊婦に関する相談支援体制検討会（以下「検討会」という。）に関し運営に必要な事項を定めるものである。

(調査審議する事項)

第2条 検討会は、課題を抱えた妊婦に関する相談支援等のあり方に関する事項について調査審議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 課題を抱えた妊婦等に関する相談窓口に関する事項
- (2) 課題を抱えた妊婦等に関する支援体制に関する事項

(組織)

第3条 検討会は、委員7人をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、その調査審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、任命日から平成30年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任されることができる。

(会長)

第5条 検討会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会の会議は、検討会の庶務を行う所属の長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 検討会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 検討会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を辞した後も同様とする。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、鳥取県福祉保健部子育て王国推進局青少年・家庭課において行う。

附 則

この要綱は、平成29年9月28日から施行する。